

態の実態に応じて有効な取組を選択し、当該取組を行うことによりプラ製品廃棄物の排出を抑制すること¹⁴

- 自ら製造・販売したプラ製品の自主回収・再資源化を率先して実施すること
- 排出事業者としてプラ製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進すること

(2) 消費者

- プラ製品の使用の合理化によりプラ製品廃棄物の排出を抑制すること
- プラ製品廃棄物を市区町村及び事業者双方の回収ルートに適した分別をして排出すること
- 認定プラ製品¹⁵を使用すること

(3) 市区町村（自治体）

- 家庭から排出されるプラ製品廃棄物の分別収集、再商品化その他の国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要措置を講ずること

一見すると、自治体は主に排出・回収・リサイクル段階の取組をするように見受けられます。しかし、「国の施策に準じて資源循環の促進等に必要措置を講ずること」が併せて挙げられており、これはプラスチック消費の幅広い段階において取組が必要であることを示すと考えられます。この取組について次項で取り上げます。

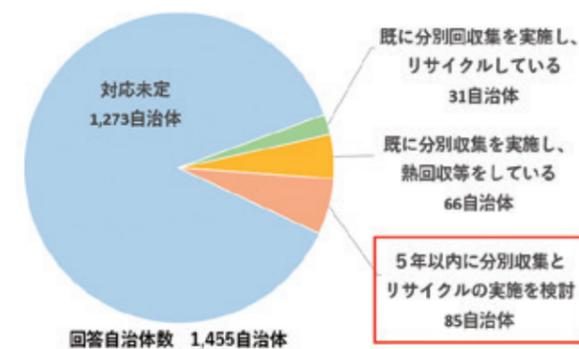
5. 自治体のすべきことと課題

(1) プラスチック使用製品の分別収集と再商品化¹⁶

新法によって自治体にはプラスチック製廃棄物の分別収集と再商品化について、新たに努力義務が課されました。ただし、多くの自治体は費用負担などの理由から、取組を始めることができずにいる状況にあります。環境省が行った調査では、プラ製品の分別収集、リサイクルの実

施を検討している自治体は2021年8月時点で全国85自治体（約5.8%）に留まっています（図表3）。

▼図表3 プラ製品の分別収集等を検討している自治体（一部事務組合として回答している自治体を含む）



（出典）環境省HP¹⁷より筆者作成

① 分別収集

これまで、「容器包装リサイクル法」によって容器包装プラスチックは、2022年度時点で全国75.7%¹⁸の自治体において分別収集がされてきました。新法ではこれらに加え、今まで燃やせるごみ等として処理されてきたプラ製品の分別収集及びリサイクルを努力義務としました。

これにより、自治体はこれら2種のプラスチック廃棄物の収集にあたり、分別収集と、一括収集¹⁹の2つの選択肢を持つことになりました。分別収集は収集されたものに不純物が混ざっていないか選別する作業が減るため、コストが削減できると考えられます。一方で、分別品目が増えることから、住民の作業負担、自治体の収集負担が増加します。一括収集はその逆となりますが、2017年の環境省モデル事業による実証実験の結果、分別作業負担の軽減により、一括収集の方が資源回収量が増加する²⁰という結果が出ています。自治体は地域の実態に合わせ、最適な方法を検討する必要があります。

② 再商品化

新法では、収集したプラ製品について、新た

に2つのリサイクルのルートを示しました。

1つ目は、容器包装プラスチックと、それ以外のプラ製品とを容器包装リサイクル法で定める指定法人へ委託し、リサイクルする方法です。

2つ目は、自治体が単独、もしくは共同してリサイクルの実施に関する計画を作成し、業者と直接連携してリサイクルをする方法です。

前者のメリットは、リサイクル業者の確保がしやすいことが挙げられます。一方で、今まで扱ってこなかったプラ製品を選別、保管する必要があるため、現在使用している処理施設に余剰が無い場合は対応が難しくなります。

後者については、選別からリサイクルまでを一体化し、リサイクル業者へ委託することができます。また、自治体とリサイクル業者での作業の重複をなくすことができ、より効率的なシステムが構築できます。一方で、自治体独自の方法を構築する必要があるほか、条件に合うリサイクル業者の確保が課題として挙げられます。

(2) 事業者や住民への周知及び働きかけ

新法では分別収集にあたり、住民に対し分別の基準を明確に示し、適正に分別されるようにする措置を講じることとされています。さらに、自治体は国の施策に準じて資源循環の促進等に必要措置を講じなければならないとされていることから、自治体は、4項で示した取組が適正になされるよう、事業者や住民への周知及び働きかけが求められています。

また、事業者は自治体に対し、事業者が行うべき環境への取組を住民へ伝えることを求めています。これには、資源循環の意義を周知することで、住民の理解と協力を得たいというねらいがあります。自治体には、このような事業者と住民との橋渡しの役割も期待されています。

(3) 廃棄抑制、合理化、リニューアブルへの取組

自治体もプラ製品を消費する主体の1つです。廃棄抑制、使用の合理化などの取組は自治体にも求められます。

自治体がイベントを主催する際など、プラ製

品を使用するかどうかは十分に検討をする必要があります。また、新法に付随して新たにプラ製品に認定制度が設けられました。国の定める、環境に配慮された設計基準を満たしていると認定された製品は、国からグリーン購入法上の配慮や、製造に関する支援などを受けられるようになります。自治体職員は、プラ製品を調達する際には、所属に関わらず、国に準じてこのような製品を優先的に選ぶ必要があると考えます。

6. おわりに

新法施行の際は、使い捨てのプラスチック製のストローやフォーク、スプーンなどの提供の有償化を事業者へ求めたことや、自治体によるプラ製品の一括収集への期待が目立って報じられていました。しかし、新法における大目的は、環境・経済の両面から持続可能な社会を形成することにあります。

同様に、自治体の役割として、プラスチックという素材の消費フローのうち、プラ製品の一括収集、リサイクルなど、下流にあるものが注目されがちです。もちろん、新法でプラ製品の分別収集と再商品化が努力義務となったことから、これらが重要であることに違いはありません。ただし、それだけではなく、自治体にはプラ製品の設計指針や排出抑制について、事業者や消費者に対して情報提供をするなど、上流部分への働きかけも期待されます。また、自治体職員一人ひとりが前項（3）で挙げたプラ製品の適正な使用について配慮する必要もあります。

これまでの個別製品に対する規制は、特定の関連する主体のみに影響がありましたが、プラスチックという素材には誰もが関係することになります。新法はあらゆる主体に取組を求めていることから、自治体には、事業者、住民とのさらなる連携が期待されると考えます。

（参考）

・環境省「[プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律]普及啓発ページ」<https://plastic-circulation.env.go.jp>

14 例としてプラスチック製の使い捨てスプーンなどを有償化する、プラスチック製ではなく木製のものを提供するなどが挙げられる。

15 国の策定した環境配慮設計を満たし、認定を受けたもの。

16 分別収集物について、リサイクルする者に譲渡できる状態にすること。

17 <https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/bunbetsu02.pdf>（2022年9月27日確認）

18 <https://www.env.go.jp/press/110716.html>（2022年9月27日確認）

19 容器包装プラスチックとリサイクル可能なプラ製品をまとめて資源として収集すること。

20 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/haikibutsu_recycle/plastic_junkan_wg/pdf/011_s02_00.pdf（2022年9月27日確認）